



熊本県公報

第13196号
令和5年(2023年)
1月17日(火)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示

- 介護老人保健施設の開設許可…………… (高齢者支援課) 1
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 1
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 2
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定…………… (//) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 3
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定…………… (//) 3
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定…………… (//) 3
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定…………… (//) 4

公 告

- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 4
- 令和5年度(2023年度)～令和9年度(2027年度)
行政業務支援システム運用管理等業務に係る一般競争入札の
落札者の決定…………… (デジタル戦略推進課) 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 5
- 熊本都市計画公園の変更(嘉島町決定)…………… (都市計画課) 5

登 載 依 頼

- 熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気の調達に関する競争入札…………… (警察本部会計課) 5
- 熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気に関する競争入札参加資格…………… (//) 10
- 令和5年度(2023年度)・6年度(2024年度)熊本県警察車両メンテナンス業務委託に係る一般競争入札の参加資格等…………… (//) 10
- 令和5年度(2023年度)・6年度(2024年度)熊本県警察車両メンテナンス業務委託に係る一般競争入札の実施…………… (//) 11

告 示

熊本県告示第32号
介護保険法(平成9年法律第123号)第94条第1項の規定により介護老人保健施設の開設を次のとおり許可したので、同法第104条の2の規定により公示する。
令和5年(2023年)1月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護老人保健施設)

施設の名称及び所在地	開設者の名称	許可年月日
介護老人保健施設 山江老人保健施設 球磨郡山江村大字山田字南永シ切1705	医療法人愛	令和5年(2023年) 1月1日

熊本県告示第33号
森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和5年(2023年)1月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡津奈木町大字岩城字鶴257番1、265番1、301番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字鶴257番1・265番1・301番1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部並びに津奈木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第34号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和5年（2023年）1月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野字舞堂1004番・1020番3・1021番2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1020番2、1022番3、1040番2

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字舞堂1040番2（次の図に示す部分に限る。）、1004番、1020番2、

1020番3、1021番2、1022番3

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第35号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。

令和5年（2023年）1月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 保安林の所在場所 熊本県天草市（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第36号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和5年（2023年）1月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字桑原字前平318番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字前平318番（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第37号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和5年(2023年)1月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野字西新所1317番・1328番1・1328番2(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、1318番、1325番2、1326番、1329番、1330番、1331番1、1332番2

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字西新所1318番・1325番2・1326番・1329番・1330番・1331番1・1332番2(以上7筆について次の図に示す部分に限る。)、1317番、1328番1、1328番2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第38号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。
令和5年(2023年)1月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林の所在場所 熊本県天草市(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第39号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。
令和5年(2023年)1月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 (1) 保安林の所在場所 熊本県上天草市(次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 水源の涵養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林の所在場所 熊本県上天草市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、上天草市(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
上天草市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、上天草市(次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3 (1) 保安林の所在場所 熊本県上天草市(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 公衆の保健
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第40号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。
令和5年(2023年)1月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 (1) 保安林の所在場所 熊本県上天草市(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林の所在場所 熊本県上天草市(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 落石の危険の防止
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第26号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和5年(2023年)1月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
--------------	---------------

氏名又は名称	住 所	
下川 光治	八代市鏡町野崎	八代市鏡町野崎字壺番割5番1
石本 實	水俣市市渡瀬	水俣市越小場字岩井915番1ほか2筆

2 認可年月日
令和5年(2023年)1月6日

熊本県公告第27号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和5年(2023年)1月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
令和5年度(2023年度)～令和9年度(2027年度)行政業務支援システム運用管理等業務一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部デジタル戦略局デジタル戦略推進課地域デジタル化推進班
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 落札者を決定した日
令和4年(2022年)12月8日
- 落札者の氏名及び住所
株式会社熊本流通情報センター
熊本市南区流通団地一丁目24番 熊本市流通情報会館4階
- 落札金額
99,910,800円(うち消費税及び地方消費税の額9,082,800円)
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和4年(2022年)10月28日

熊本県公告第28号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年(2023年)1月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字久保田字前田1312番1、同1313番1、同1314番1及び同1315番1
2,715.23平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市東区下南部三丁目15-41
株式会社レゴリスアーキテクト

熊本県公告第29号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により嘉島町から熊本都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年(2023年)1月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登載依頼

熊本県警察本部公告第1号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和5年(2023年)1月17日

熊本県警察本部長 山 口 寛 峰

- 競争入札に付する事項
(1) 調達物品名

- 熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気
 使用予定量(2年間)
 13,711,438 kWh
- (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局
 熊本県警察本部警務部会計課施設装備室管財・管理係(熊本県庁警察棟3階)
 郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 調達物品に係る入札担当部局
 熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (5) 調達物品の内容
 高圧電力供給仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (6) 調達期間(供給期間)
 令和5年(2023年)4月1日(土)から令和7年(2025年)3月31日
 (月)まで
- (7) 供給場所
 仕様書に示す「供給場所一覧」のとおり
- (8) 契約の種類
 単価契約
- (9) 入札方式(紙入札併用案件)
 この入札は、電子入札システムを使用し行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからエまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
 ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
 イ 登録している電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
 ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額
 入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、入札説明書に示す内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (11) 入札金額の積算方法
 ア 入札金額は、力率100パーセントのもとで使用する調達期間における基本料金、従量料金及び割引又は割増料金の総額であり、内訳書において、基本料金、電力料金単価及び割引又は割増料金等の算出方法が明らかとなること。ただし、入札金額には、燃料費等調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に關する特別措置法に基づく賦課金(再生可能エネルギー発電促進賦課金)は含まないものとする。
 イ 基本料金の単価は、1月につき契約電力1kWに対する「力率割引及び割増」適用前単価とする。
 ウ 従量料金の単価は、使用電力量1kWhに対する単価とする。
 エ 各契約単価及び割引又は割増料金の算出方法は、落札者が添付した内訳書に記載されたものとする。
 オ 内訳書に記載する電気料金は、円未満を切り捨てること。
- (12) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (13) 最低制限価格の設定
 この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
 次の(1)から(8)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
 なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。
 ア また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要となるときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
 ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
 公告の日から令和5年(2023年)1月25日(水)午後5時まで
 イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
 熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送
する場合は、アの受付期間内に必着とする。

- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者
としての登録を行っている者であること。
- (3) 令和2年（2020年）4月1日から令和3年（2021年）3月31日までの期
間のうち、電気事業者が電気を供給した期間において、供給した電気の発電に伴い排
出した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.453キログラ
ム以下であること。
なお、令和3年（2021年）4月1日以降に電気の供給を開始した電気事業者又
は公告の日以降に電気の供給を開始予定の電気事業者にあつては、入札説明書に基
き算定した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.453キロ
グラム以下であること。

(4) 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生エネルギー由来の電力量の割合
が30パーセント以上を満たす電気の供給が可能であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申
立てを行つた者又は申立てをなした者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更
生計画認可の決定を受けていること。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申
立てを行つた者又は申立てをなした者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再
生計画認可の決定を受けていること。

(7) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊
本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(8) 次掲げる事項のいずれにも該当しない者である密接関係者であるとき。
アイ役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると
き。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する
など、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。

エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を
加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしてい
るとき。

※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除
条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定するものをいう。

※ 役員等とは、個人である場合はその役員又は契約事
務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長そ
の他の者をいう。

※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が
参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴
力団員等との会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

3 入札参加のための確認申請
(1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(8)までに定める条件の全てを満たす者で
あることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

- ア 競争入札参加資格確認申請書
- イ 2(3)に係る二酸化炭素排出係数の確認書類（国に提出した書類の写し等）
- ウ 2(4)に係る特定電源割当て計画書
- エ 2(8)に係る役員等一覧

(2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからエに掲げる書類をPDF形式で
1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに
掲げる書類に添付する(1)イからエに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイト
を超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イからエに掲げる書類の目録
を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イからエに掲
げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により
提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出さ
れた競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、
(1)アからエに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限
る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間
公告の日から令和5年（2023年）2月3日（金）午後5時まで

(4) 提出先
1(4)の入札担当部局

- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和5年(2023年)2月3日(金)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和5年(2023年)3月2日(木)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和5年(2023年)3月1日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 令和5年(2023年)3月2日(木)午前10時
- (イ) 場所 1(4)の入札担当部局
- (ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)、及び入札説明書に示す内訳書を(ア)の日に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和5年(2023年)3月1日(水)(必着)までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合は、別の封筒の表に「再入札書」と朱書し、1(1)の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数、再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
- イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- カ 有効な内訳書が添付されていない入札
- (7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。
1(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
- ア 入札金額の総額と単価の取り違い
- イ 入札金額の単位の誤り
- (8) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- (9) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (10) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、落札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 (3)の申出期限
- イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の調達内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
熊本県警察本部警務部会計課施設装備室管財・管理係
電話番号 096-381-0110（内線2262）
ファックス番号 096-381-9341
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- エ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and Content of Consignment
Electricity for two years about 13,711,438kWh(kilowatt-hour)to be used
For Buildings which Kumamoto Police Headquarters manages
- (2) Date and Place for tender
Date: March 2th, 2023,10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Kumamoto Prefectural Police Headquarters,Police Administration Department,
Property Management Division
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8610, Japan
Phone: 096-381-0110(2262)
- (4) Other
Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県警察本部告示第1号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和5年（2023年）1月17日

熊本県警察本部長 山口 寛 峰

- 競争入札に付する事項
熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気
- 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 入札参加資格を得るための申請方法等
 - 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所へ持参又は郵送により提出すること。
 - 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和5年（2023年）1月25日（水）午後5時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和7年（2025年）3月31日までとする。
 - 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和6年（2024年）10月1日から令和6年（2024年）11月30日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県警察本部告示第3号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和5年（2023年）1月17日

熊本県警察本部長 山口 寛 峰

- 競争入札に付する事項
令和5年度（2023年度）・6年度（2024年度）熊本県警察車両メンテナンス業務委託
- 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 入札参加資格を得るための申請方法等
 - 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

- 電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
 公告の日から令和5年(2023年)1月30日(月)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和7年(2025年)3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
 (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和6年(2024年)10月1日から令和6年(2024年)11月30日(熊本県の休日をも定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県警察本部公告第3号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。
 令和5年(2023年)1月17日

熊本県警察本部長 山口 寛 峰

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
 令和5年度(2023年度)・6年度(2024年度)熊本県警察車両メンテナンス業務委託
- (2) 業務に係る発注・契約担当部局
 熊本県警察本部警務部会計課施設装備室装備係(熊本県庁警察棟3階)
 郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (3) 業務に係る入札担当部局
 熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 業務の内容
 令和5年度(2023年度)・6年度(2024年度)熊本県警察車両メンテナンス業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (5) 委託期間
 令和5年(2023年)4月1日(土)から令和7年(2025年)3月31日(月)まで
- (6) 履行場所
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県警察本部警務部会計課外(仕様書のとおり)
- (7) 入札方式(紙入札併用案件)
 この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者に限る。この入札は、次のアからエまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
 ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
 イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
 ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (8) 入札金額
 入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (10) 最低制限価格の設定
 この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
 なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参

資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に
加する期間に降も随時受けるが、必要となる場合は、入札参加資格申請内容変更届を次のア
の受付け期間に合致しない場合がある。また、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が
ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期
間

イ 公告の日から令和5年(2023年)1月30日(月)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)

ウ 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

エ 提出の方法
ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送
する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申
立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申
立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再

(4) 熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止等の措置要領(平成14年熊
本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(5) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。また、暴力団密接関係者であるとき、
アイ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき、
ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する
エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を
オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどして
るとき。
※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除
※ 役員等が、個人である場合はその役員又は契約事
務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長そ
の他の者をいう。
※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が
参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴
力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者で
あることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

アイ 競争入札参加資格確認申請書

イ 2(5)に係る役員等一覧

(2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で
1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに
掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える
等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書
類に添付して郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出さ
れた競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合
は、(1)ア及びイに掲げる書類を(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限
る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間
公告の日から令和5年(2023年)2月13日(月)午後5時まで

(4) 提出先
1(3)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出
があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 仕様等に対する質問の受付期間
1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和5年(2023年)2月13

日(月)午後5時まで受け付ける。

- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和5年(2023年)2月28日(火)まで行う。

- (3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和5年(2023年)2月27日(月)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和5年(2023年)2月28日(火)午前10時

(イ) 場所 1(3)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和5年(2023年)2月27日(月)(必着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、中封筒は二重封筒で表封筒に「入札書在中」とし、「親展」と朱書するとともに、封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

- (4) 開札の方法及び日時

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

- (5) 入札の回数、再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

- (6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

- (7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。

1(3)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額の単位の誤り

- (8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- (9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

- (10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
ア 納付期限 (3)の申出期限
イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

- ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
熊本県警察本部警務部会計課施設装備室装備係
電話番号 096-381-0110（内線2316）
ファックス番号 096-381-9341
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- エ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Content of Consignment

Consignment contract on maintenance of Kumamoto prefectural police's vehicle

(2) Date and Place for tender

Date: February 28th, 2023, 10:00a. m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Equipment Section, Police Accounting Section, Kumamoto Prefectural Police

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8610, Japan

Phone: 096-381-0110(EXT. 2316)

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen